

(六四)

決算委員会会議録第六号、昭和二十三年四月十四日〔参議院〕

昭和二十三年四月十四日 〔奉議院〕

○政府委員(吉田博二郎君) 石炭産の關係の豫算でございますが、これはこの四月分は、やはり他の豫算と同じく、暫定豫算になつておりまして、約八百五十萬圓の豫算を四月分として暫定豫算に御決定を得たような次第であります。尙この他に石炭の關係は地方にも石炭局がございます、これに關係ございせんけれども、約六百五十萬圓程を以て、四月分の豫算として、これも暫定豫算として御決定を頂いております。

○委員(下條廣重君) この設置法案によりまして、従来の政令である官制との何といひますか、費用の差額増加はどんな工合になつておりますか。

○政府委員(吉田博二郎君) お答え申し上げます。この石炭産の八百五十萬圓のうち大部分は炭田開發と調査實施事務でございます、現業的な費用を相當含んでおりまして、石炭産の本來の豫算といひましては、人件費その他につきましては極く僅かでございます。そして定員數で申しますと、この本官以上の増員が四十三名從來より殖えておるのでございます。その他開發局長及び管理局長の一級官を二名増員いたしております。

○委員(下條廣重君) 他に別に御發言がなければ討論……。

○小川友三君 關連いたしましたし、つとつと伺ひたい。鐵山局が泥炭或いは天然ガスの方をやつておるようなお話ですが、今まで石炭、亞炭はやはり鐵山局でございまして、これよりかちよつと伺ひたい。昔は鐵山局において石炭も一緒に扱つておつたのでございますが、約二年程前、終戦

の年の十二月から石炭産を別に設けまして、石炭に對する行政は、第一條に書いてありますように、石炭産が獨立いたしました、扱ふことになつたのであります。要するに石炭を緊急に増産をする必要がございましたので、特に石炭産を新設いたしました、その機構を十分に整備いたしました、石炭の緊急増産に當てる、こういう意味で石炭産を一昨々年の暮から設けてござい

○小川友三君 泥炭は鐵山局の方ですか。

○政府委員(吉田博二郎君) 特に泥炭という官制に言葉は上つておりませんが、これは亞炭に非常に類似したものであります。従いまして亞炭局においてそのお世話をする方が適當であらうと考えております。

○小川友三君 それは、そこで今の政府委員の御説明の通り泥炭も亞炭に類似してゐる、狸が狐に似てゐるというやうなわけ、似てゐるからこんがらがつちやつて、この法律を作るに當つて亞炭の中に抱込んでしまふというやうな含みのやうにも思われますので、解釋は違ふかも知れませんが、この際折角こういう法律をお作りになるに當りまして、亞炭及び泥炭という二字をお加へ頂きたいと思つております。で、こゝろい曖昧でなくきちんと、今決めるところでございまして、お決めの御答辯を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(水谷長三郎君) 只今の小川委員の御熱心な御發言でございまして、この泥炭といふものは、いわゆる行政の對象になる域まで發達して、お

文字を現わすよりも、運用の面におきましてやつて行く方がよいのではないかと、このやうに考へておりますので、さう御了承を願ひたいと思ひます。

○小川友三君 只今大臣の御答辯を頂きまして、泥炭が非常に量が少ないやうな感じを與えられ、又泥炭採掘が發達しておらないといふことを拜聴いたしましたので、泥炭の埋藏量は日本においては相當多いのでござい

○委員(下條廣重君) 向本會議において委員報告は委員長にお委せを願ひたいと思ひます。

○委員(下條廣重君) 尙本會議において委員報告は委員長にお委せを願ひたいと思ひます。

○委員(下條廣重君) 尙本會議において委員報告は委員長にお委せを願ひたいと思ひます。

○委員(下條廣重君) 尙本會議において委員報告は委員長にお委せを願ひたいと思ひます。

○委員(下條廣重君) 尙本會議において委員報告は委員長にお委せを願ひたいと思ひます。

○國務大臣(水谷長三郎君) 小川さん、亞炭といふものは廣く解釋すると泥炭が入るんださうです。つまり亞炭としてのカロリーが非常に低いやつを俗に泥炭と言つておるのです。亞炭といふまあ行政の對象として考へるときに、亞炭の中に泥炭を入れて差支えないのです。だから亞炭及び泥炭といつて買わなくても、先に申しましたやうに、若し泥炭といふものが非常に利用價值があるとか何とかというならばやります。最近一時亞炭を全部統制に入れたのです。ところがその中でカロリーの少い、三千五百ポンド以下のものはその統制から外したのです。それで三千五百以上の亞炭だけを統制するといふ工合に方向が向いておるから、そこでこういうカロリーの少い、非常に低い泥炭を又こゝで扱ふといふことは、肝腎のカロリーのいい石炭とか、カロリーのいい亞炭に生産増強を集中しなければならぬ時に、非常に困るんださうです。一つそれは勘辨して下さい。

○小川友三君 只今大臣の御答辯がありまして、甚だ光榮ですが、關東地區には泥炭が非常に多いと思ひまして、特に關東地方で生れた本質として、眞面目に泥炭を研究した時代もございまして、カロリーの點において或いは劣る點があるかも知れませんが、併し木炭よりも幾分優秀であるといふことは事實でございまして、特に言葉が泥炭と亞炭と區別せられてある關係上、これは少數意見として……、修正意見でございせん、少數意見として、議員の中にはこゝろい意見があるといふことを、それだけの意思を申上げたいと思ふので、

○小川友三君 少數意見として發言をいたします。

○小川友三君 少數意見として發言をいたします。

○小川友三君 少數意見として發言をいたします。

局において石炭も一緒に扱ってつたのでございすが、約二年程前、終戦

行政の對象になる域まで發達しておりませんので、殊更法文の上にさういう

ことにいたしてよろしくございすが、か。……それは採決に移りますが、

○小川友三君 少意見として發言をいたします。

だけの意見を申し上げたいと思うので、

全面的に反對を申上げるのでありまして、この法案の第六條の一部だけに反對する意思でございますから、御了承を願います。

○委員長(下條廣君) 決算委員會を散會いたします。

午後二時二十二分散會

出席者は左の通り。

委員長 下條 廣君
理事 山下 義信君
委員 吉川末次郎君
北村 一男君
中川 幸平君
竹中 七郎君
谷口彌三郎君
平野善次郎君
深川タマエ君
小野 哲君
駒井 藤平君
鈴木 憲一君
兼岩 傳一君
小川 友三君

國務大臣

商工大臣 水谷長三郎君

石炭廳次長

吉田第二郎君

四月六日本委員會に左の事件を付託された。

一、中小企業設置法案(第三十三號)

(豫備審査のための付託は三月十九日)

一、海上保安廳法案(第三十號)

(豫備審査のための付託は三月三十日)

〔小字及び一は衆議院修正〕
中小企業法案

(中小企業法の總論)

第三條 中小企業は、中小企業長官及びその職員をもつて左に掲げる事務を掌る。

一 中小企業に關する資材、動力、資金、生産方法、技術、經理、労働關係、輸送及び販賣等に關する事項その他中小企業の育成及び發展並びに經營の向上に必要な事項についての情報を収集し、分析し、及び供給すること。

二 中小企業の經營狀況の調査及び診斷並びにこれに基く必要な指示をすること。但し、その調査及び診斷は、當該中小企業者の申請に基くことを必要とし、且つ、その指示は、當該中小企業者を拘束しないものとする。

三 中小企業の經營の向上に資することができたる設備及び技術に關し、試験研究機關の協力を求め、並びに中小企業者がその設備及び技術を利用することを奨励すること。

四 中小企業における新規で有益な製品又は製法等を奨励すること。

五 中小企業における製品又はその製法等を展示する會を開くこと。

中小企業は、中小企業に關する經濟問題に關し調査研究し、又は國會に提出される議案につき、中小企業に關する事項に關

し、意見を提出することができ

る。中小企業は、中小企業に關する事項については、他の行政廳の協力を求め○ることができる。

○綜合的に調整す
中小企業者は、行政廳の行為により不當にその事業を阻害されたとき、又は他人の行為により不當な取引制限を受け、若しくは他人の行為が不正な競争方法であると認めるときは、中小企業にその事實を申し出ることができ

る。前項後段の場合においては、中小企業は、當該事件を公正取引委員會に移さなければならない。

四月七日本委員會に左の事件を付託された。

一、海上保安廳法案並びに開港港則法案に關する請願(第三百七十九號)

第三百七十九號昭和二十三年三月二十六日受理

海上保安廳法案並びに開港港則法案に關する請願

請願者 東京都知事 安井誠一郎

紹介議員 小林勝馬君外三名

政府は近く海上保安廳法案並びに開港港則法案を國會に提出される由であるが、現在港灣の管理運営は關係官公廳によつて多元的に行われ、港灣の維持管理にまた水上輸送能率増進に支障が多い現状であるから新法案の立案に當つては運営をあげて地方廳に一元化せられたく、その他諸願書記の諸點について考慮せられたいとの請願。

四月十日本委員會に左の事件を付託された。

一、建設省の設置に關する陳情(第二百一十一號)

第二百一十一號昭和二十三年四月一日受理

建設省の設置に關する陳情

群馬縣議會議長 増田運也
この陳情の趣旨は、第六十五號と同じである。

四月十三日本委員會に左の事件を付託された。(尙豫備審査のための付託は四月二日)

一、石炭廳法案(第三十六號)

昭和二十三年六月三十日印刷

昭和二十三年七月一日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局